

意見提出が 30 日未満の場合のその理由

パブリックコメントの実施により、今後、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき捕獲等が禁止される種が公表されるため、本政令案が施行されるまでの期間において、一部愛好家等による駆け込み捕獲・採取を誘発することが懸念されます。

今般、国内希少野生動植物種に指定する 4 種については、個体数の減少や生息・生育環境の悪化等により、絶滅のおそれが懸念される種であり、駆け込み捕獲・採取は当該種の生息・生育状況をさらに悪化させることが懸念されます。

よって、本政令案は公表から可能な限り早期に施行する必要があるため、本政令案の公布後に一定の周知期間を設けた上で、12 月 1 日に確実に施行することが不可欠です。そのためには、パブリックコメントの期間を短縮する必要があります。

このため、本件意見提出については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、30 日を下回る意見提出期間を設定し、意見の募集を行うこととしたものです。